

第四十八回国会 商工委員会 議 録 第十八号

昭和四十年三月二十三日(火曜日)

午前十一時三十九分開議

出席委員

委員長 内田 常雄君

理事 小川 平二君

理事 田中 龍夫君

理事 板川 正吾君

理事 中村 重光君

理事 浦野 幸男君

理事 海部 俊樹君

理事 小宮山重四郎君

理事 田中 六助君

理事 二階堂 進君

理事 古川 文吉君

理事 沢田 政治君

理事 田中 武夫君

理事 山下 榮二君

出席國務大臣

通商産業大臣 櫻内 義雄君

出席府政委員

通商産業政務次官 岡崎 英城君

通商産業事務官 川出 千速君

通商産業事務官 (重工業局長) 大慈彌嘉久君

通商産業事務官 (鉱山局長) 倉八 正君

特許庁長官 中野 正一君

中小企業庁長官 影山 衛司君

中小企業庁次長 影山 衛司君

委員外の出席者

通商産業技官 (重工業局製鉄課長) 木寺 淳君

専門員 渡邊 一俊君

三月十九日

委員石野久男君辞任につき、その補欠として三

第一類第九号 商工委員会議録第十八号 昭和四十年三月二十三日

木喜夫君が議長の名で委員に選任された。

同月二十三日

委員三木喜夫君辞任につき、その補欠として石

野久男君が議長の名で委員に選任された。

三月十九日

特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出第

九三三号)(参議院送付)

石油資源開発株式会社法の一部を改正する法律

案(内閣提出第九四四号)(参議院送付)

同月二十二日

諸物価値上げ反対等に関する請願外一件(松原

喜之次君紹介)(第一八二四号)

物価値上げ反対等に関する請願(安宅常彦君紹

介)(第一八四三三三号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出第

九三三号)(参議院送付)

石油資源開発株式会社法の一部を改正する法律

案(内閣提出第九四四号)(参議院送付)

派遣委員からの報告聴取

○内田委員長 これより会議を開きます。

都合により午後一時まで休憩いたします。

午前十一時四十分休憩

午後一時二十五分開議

○内田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

過日、山陽特殊製鋼株式会社の倒産に関する問

題の実情調査のため本委員会から参りました派遣

委員より報告を聴取することといたします。浦野

幸男君。

○浦野委員 山陽特殊製鋼株式会社倒産に関する

実情の調査を報告いたします。

私どもは、山陽特殊製鋼株式会社の倒産問題に

関する実情調査のため委員会より派遣され、去る

三月二十日、姫路市において調査を行なつてまい

りました。派遣委員を代表し、私からその調査

報告を申し上げます。

派遣委員は、私を含め三党より六名でありまし

て、他に、現地において同じく三党より五名が参

加されました。以下、調査の概要を順序に従つて

申し上げます。

針でいる、今後は山陽鋼の生産が再開され、軌道

に乗ることが必要と思ふ等であります。

日銀の説明は、必要な金は幾らでも出すのが基

本方針であるが、銀行の足並みをそろえることが

必要であつて、その調整に努力している、出先は

本店の趣旨を徹底せしめるようつとめる、日銀

との直接取引がない銀行にもめんどろを見るし、

山陽鋼の再開資金にも協力したい等であります。

中小企業金融公庫の説明は、企業を個々に調査

して、既往の取引にとらわれず融資する、三月中

に神戸管内に一億五千万円のワケを設け、この貸

し付けが本月中に完了する予定である、償還は特

に五年に延長した、会議所内に相談所を設け、順

調に推移している等であります。

国民金融公庫の説明は、融資対象が再下請、

再々下請、納品等の零細企業であるので、実態をつ

かむのが困難である、しかし支店長限りの判断で

迅速に融資を進めたい、相談所に係員を常駐させ

ている等であります。

商工中金の説明は、山陽鋼の下請協同組合がな

いので、貸し出しも少ない、今後の需要に備えて

資金源を増強したい、協同組合の早期結成が望ま

しい等であります。

兵庫県の説明は、山陽鋼の倒産は、いままでの

例に比して額が大きく、円満な協調によつて解決

していきたい、山陽鋼自体はわりあい落ちついて

いるので、生産再開を促進し、関連企業の安定を

はかる、中小企業への融資については損失、補償

措置を講じた等であります。

姫路市の説明は、初めての大事案件であつて、政

府、金融機関の援助のもとに対策を進めている、

相談所に期待する、損失補償措置を県に続き決定

した等であります。

商工会議所は、二月九日に山陽鋼の株が暴落し

てから会社更生法適用申請までに約一カ月の予告

第一類第九号 商工委員会議録第十八号 昭和四十年三月二十三日

一

期間があつたので、急激な連鎖反応が多少緩和されたこと、山陽鋼の手形が十カ月以上の長期なため倒産によるショックが少なかったことの二つの理由によつて連鎖倒産がないが、しかしほんとうの苦しみはこれからであつて、将来倒産が出るおそれがあるので、長期にわたる措置が必要であることを説明され、特に山陽鋼が生産を再開して現金発注を始めるときには、被害を受けた下請企業、納品業者に限定すること、及び地域の他産業にも波及している不安ムードをなくするような施策を講ずべきことの二点について要望されました。

信用保証協会の説明は、山陽鋼の倒産により既往の保証分については約一割の損失が出るが、今後も損失を覚悟で保証を進める必要がある、しかしこれに対し県、市の援助がないと協会がつぶれる、この理由によつて、保証保険のてん補外の三〇%についてその七〇%まで、総額、県が二千万円、市が三千万円を限度として損失補償することになった、この結果、二十億円の保証ができる、協会としては市に分室を置いてベテランを常駐させている、五十万円以下は無担保で保証するとともに、付保限度一千万円に対し保証限度は二千万円に引き上げた、これについては銀行が各行公平に危険負担をする必要がある、日銀に要望した等であります。

銀行協会の説明は、連鎖倒産防止について即刻協力を申し合わせた、日銀からはすべて前向きで横の連絡をとりつつ血の通った対策をとるようによつて要請され、これを受けて金融懇談会を行ない、とりあえずは三月中には不渡りを出さない方針である、今後もこの線で努力したい等であります。

労働組合代表の説明は、金融関係者等はいまのところ安定しているのかとよく言われるが、事態は決して楽観できない、山陽鋼の従業員にも出張旅費の未払い等の問題が残っている、特に労働組合のない下請、再下請、再々下請の従業員にはすでに連鎖倒産的な状態ができていて、解雇手当が出ていなかったり、失業保険掛け金を経営者がか

けていなかったり、公傷手当が出なかったりの状態がはうばうにある、再就職について職業安定所が不親切、非能率的である、金融措置が講じられても、再下請、再々下請には回ってこない、これらに対しては社会問題として積極的な施策が望ましい等であります。

続いて委員側から、利子補給の措置、納税の猶予措置、今後の具体的な対策、金融機関の協調体制等に関して質問があり、終わりに団長から、問題は今後にあることがよくわかつたので、特に再下請等の零細企業に対して適切な施策を進めるようつとめた旨を述べて、午前の会議を終わりました。

午後には姫路建設会館におきまして、まず山陽鋼の荻野社長及び藤井副社長から事情説明を聴取しました。

荻野社長の説明は、昭和三十一年、三十二年ごろからの設備投資がいまから考えれば過大であり、その後特殊鋼業界全体が不況になつて、次第に経営が苦しくなり、三十八年ごろから急速に悪くなつた、本年二月に、その月の決済については五銀行の協調融資によつて切り抜けられたが、三月分については銀行筋の話し合いが不調に終わる、三月決済は自力でやるように言われ、検討の結果、他に方法なしと判断して、五日の役員会で会社更生法の適用申請を決定、翌六日に申請した、近く管財人がきまり、将来は富士製鉄及び銀行団の協力のもとに生産が再開されるものと思ふ、五日及び六日に下請等からの納品を受けたのは末端まで命令が届かなかつたためと思ふ、重役の社内預金の引き出し、株式の処分等は全く知らなかつた、私財の処分については、自分の借金もあるのでも何ともいえないが、できるだけのことはしたい等であります。

次に藤井副社長の説明は、山陽鋼に入つてみて、生産、経営、事務の各面で計数管理が非常に弱いと感じ、これを改善すべく努力していた、経理内容についてはタッチできず、事務処理がおそくて三カ月おくれの経理報告を見せられていた

が、これが粉飾されたものであることを見抜けなかつた等であります。

続いて労働組合関係者から説明を聴取しました。山陽鋼の労働組合の代表は、現在給料だけは三回払いの条件で解決したが、社内預金、退職金、慶弔手当、出張旅費立てかえ分等で未払いのものが多く残っている、この優先支払いの要求を管財人に引き継ぐよう要求している、今後は未払い分の再優先支払い、再建計画における人員整理と労働条件引き下げの回避、労働協約等の延長、順守、能率給等の最低保障、団体交渉の再開等を要求すると説明されました。

また下請従業員の労働組合代表は、下請の中で山陽鋼に全部または大部分を依存していたところの従業員で、すでに実質的に解雇された者が約三百名、休業状態にあるものが約八百名あり、これらに対しては、午前の労働組合代表の説明どおり何ら保障がないと説明され、生活保護の面から強力な措置と、山陽鋼の再建計画には下請従業員の保護措置を組み入れることを要望されました。またこれに関しては、委員側より、労働基準局及び職業安定所当局に対し、法律の趣旨に沿つて親切かつ迅速に処理すべき旨を要請いたしました。

最後に、下請企業及び関連企業の代表者から説明及び要望を聴取いたしました。要約いたしますと、山陽鋼の債権者は下請企業、材料納品業者から食料品販売業者等にまできわめて広範囲に及んでおり、手形が長期のため一件当たりの金額も非常に大きい、倒産直前またはその当日まであるいは山陽鋼側に説得され、あるいは富士製鉄に期待して納品を続けてきたが、このような事態になつて先の見込みは全く立たない、銀行借り入れによつて経営を続けても利息を返していくのがやつとで、元金を返せる当は全然ない、近々のうちに下請協同組合を結成して山陽鋼側に団体交渉する、荻野社長が私財をなげうつ誠意が見られないのは著しく不満である等が事情説明でありまして、要望点としては、一、会社更生法の改正その

他制度的改善は早急に行なうこと、二、下請代金の六〇%は労務費であるから、これは共益債権に入れるよう措置すること、三、会社更生法適用申請の直前に納入した下請製品等にかかる債権は更生法の適用除外とすること、四、連鎖倒産防止のための融資は極力低利とすること、五、山陽鋼が今後現金発注を行なう場合には、損害を受けた下請企業等に限定すること等であります。

これに対して委員側からは、法律改正としては会社更生法、下請代金支払遅延等防止法、手形法及び公認会計士法等を検討しており、すみやかに実現を期す、当面必要な金融措置等については最善の努力を払う等述べました。

調査を終つた後、記者会見を行ない、委員より事態の深刻さをよく国会に報告する、将来の制度改善策としては、四法律の改正とともに企業経営に対する監督指導の強化を考慮したい、当面の問題は再下請、再々下請等の救済をどうするかである、今回のように特定の地区に集中的に起きた問題に対しては、地方公共団体が主体的に起つた対策を講ずべきであるが、政府もこれを援助する必要がある、たとえば利子補給にしても、実質的に利子補給となるような方法があると思う、山陽鋼の経営者の責任は重大であつて、審議の過程において場合によつては社長等を国会に招致することも予想される等述べました。

かくして同日中に姫路市を出発、大阪市において解散した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○内田委員長 去る三月十九日参議院より送付、付託になりました内閣提出特許法等の一部を改正する法律案及び同じく石油資源開発株式会社法の一部を改正する法律案、以上両案を議題とし、通商産業大臣より趣旨説明を聴取することといたします。櫻内通商産業大臣。

特許法等の一部を改正する法律案

特許法等の一部を改正する法律

(特許法の一部改正)

第一条 特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第三十条第三項中「開設する博覧会」の下に「若しくは政府等以外の者が開設する博覧会であつて特許庁長官が指定するもの」を加え、「同盟条約(千九百十一年六月二日にワシントンで、及び千九百二十五年十一月六日にヘーグで、及び千九百三十四年六月二日にロンドンで改正された工業所有権保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ同盟条約をいう。以下同じ。)」を「パリ条約(千九百十一年六月二日にワシントンで、及び千九百二十五年十一月六日にヘーグで、及び千九百三十四年六月二日にロンドンで、及び千九百五十八年十月三十一日にリスボンで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。)」に、「同盟条約」の「を」を「パリ条約」の「に」に改める。

第四十三條第一項中「同盟条約」を「パリ条約」に、「第四十四條第一項」を「第四十四條(1)」に、「又は」を「若しくは」に、「同条第四項」を「同条第四項(4)」の規定により最初の出願とみなされた出願を「又は」に、「同条第五項第二号」を「同条A(2)」に改め、「同条第三項中前項」を「第二項」に改め、「同項を同条第四項とし、同条第二項中「同盟条約」を「パリ条約」に、「第四條第二項」を「第四條C(4)」の規定により最初の出願とみなされた出願を「若しくは」に、「同条A(2)」に改め、「同項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定による優先権の主張をした者は、最初の出願若しくはパリ条約第四條C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により最初の出願と認められた出願の番号を記載した書面を前項に規定する書類とともに特許庁長官に提出しなればならない。ただし、同項に規定する書類

の提出前にその番号を知ることができないときは、当該書面に代えてその理由を記載した書面を提出し、かつ、その番号を知つたときは、遅滞なく、その番号を記載した書面を提出しなければならない。

第八十三條第一項に次のただし書を加える。
ただし、その特許発明に係る特許出願の日から四年を経過していないときは、この限りでない。

第九十四條第一項中「通常実施権は、」の下に「第八十三條第二項若しくは」を加え、「同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「通常実施権者は、」の下に「第八十三條第二項若しくは」を加え、同項の次に次の一項を加える。

3 第八十三條第二項の規定による通常実施権は、実施の事業とともにする場合及び相統その他の一般承継の場合に限り、移転することができる。

(実用新案法の一部改正)

第二条 実用新案法(昭和三十四年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第二十一條第一項に次のただし書を加える。
ただし、その登録実用新案に係る実用新案登録出願の日から四年を経過していないときは、この限りでない。

第二十四條第一項中「通常実施権は、」の下に「第二十一條第二項若しくは」を加え、「同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「通常実施権者は、」の下に「第二十一條第二項若しくは」を加え、同項の次に次の一項を加える。

3 第二十一條第二項の規定による通常実施権は、実施の事業とともにする場合及び相統その他の一般承継の場合に限り、移転すること

(商標法の一部改正)

第三条 商標法(昭和三十四年法律第二百一十七号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第二号を次のように改める。

二 パリ条約(千九百十一年六月二日にワシントンで、及び千九百二十五年十一月六日にヘーグで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約(千九百十一年六月二日にワシントンで、及び千九百二十五年十一月六日にヘーグで、及び千九百三十四年六月二日にロンドンで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。))に、「同盟条約」の「を」を「パリ条約」の「に」に改める。

第四條第一項第五号中「同盟条約」を「パリ条約」に改め、同項第九号中「開設する博覧会」の下に「若しくは政府等以外の者が開設する博覧会であつて特許庁長官が指定するもの」を加え、同条に次の一項を加える。

4 第五十三條の二の規定により商標登録を取り消すべき旨の審決が確定した場合において、その審判の請求人が当該審決によつて取り消された商標登録に係る商標又はこれに類似する商標について商標登録出願をするときは、第一項第十三号の規定は、適用しない。

第九條第一項中「開設する博覧会」の下に「若しくは政府等以外の者が開設する博覧会であつて特許庁長官が指定するもの」を加え、「同盟条約(千九百十一年六月二日にワシントンで、及び千九百二十五年十一月六日にヘーグで、及び千九百三十四年六月二日にロンドンで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。))」に、「同盟条約」の「を」を「パリ条約」の「に」に改める。

第十五條に次の一号を加える。

四 その商標登録出願に係る商標がパリ条約の同盟国において商標に關する權利(商標權)に相當する權利に限る。以下同じ。を有する者の当該權利に係る商標又はこれに類似する商標であつて当該權利に係る商品又はこれに類似する商品について使用をするものであり、かつ、その商標登録出願が、正当な理由がないのに、その商標登録出願が、正当な理由がないのに、その商標に關する權利を有する者の承諾を得ないでその代理人若しくは代表者又は当該商標登録出願の日前一年以内に代理人若しくは代表者であつた者によつてされたものであると

四年六月二日にロンドンで改正された工業所有権保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ同盟条約をいう。以下同じ。を「パリ条約(千九百十一年六月二日にワシントンで、及び千九百二十五年十一月六日にヘーグで、及び千九百三十四年六月二日にロンドンで、及び千九百五十八年十月三十一日にリスボンで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。))」に、「同盟条約」の「を」を「パリ条約」の「に」に改める。

第十五條に次の一号を加える。
四 その商標登録出願に係る商標がパリ条約の同盟国において商標に關する權利(商標權)に相當する權利に限る。以下同じ。を有する者の当該權利に係る商標又はこれに類似する商標であつて当該權利に係る商品又はこれに類似する商品について使用をするものであり、かつ、その商標登録出願が、正当な理由がないのに、その商標に關する權利を有する者の承諾を得ないでその代理人若しくは代表者又は当該商標登録出願の日前一年以内に代理人若しくは代表者であつた者によつてされたものであると

第五十三條の二 登録商標がパリ条約の同盟国において商標に關する權利を有する者の当該權利に係る商標又はこれに類似する商標であつて当該權利に係る商品又はこれに類似する商品に指定商品とするものであり、かつ、その商標登録出願が、正当な理由がないのに、その商標に關する權利を有する者の承諾を得ないでその代理人若しくは代表者又は当該商標登録出願の日前一年以内に代理人若しくは代表者であつた者によつてされたものであると

第五十三條の二 登録商標がパリ条約の同盟国において商標に關する權利を有する者の当該權利に係る商標又はこれに類似する商標であつて当該權利に係る商品又はこれに類似する商品に指定商品とするものであり、かつ、その商標登録出願が、正当な理由がないのに、その商標に關する權利を有する者の承諾を得ないでその代理人若しくは代表者又は当該商標登録出願の日前一年以内に代理人若しくは代表者であつた者によつてされたものであると

第五十三條の二 登録商標がパリ条約の同盟国において商標に關する權利を有する者の当該權利に係る商標又はこれに類似する商標であつて当該權利に係る商品又はこれに類似する商品に指定商品とするものであり、かつ、その商標登録出願が、正当な理由がないのに、その商標に關する權利を有する者の承諾を得ないでその代理人若しくは代表者又は当該商標登録出願の日前一年以内に代理人若しくは代表者であつた者によつてされたものであると

第五十三條の二 登録商標がパリ条約の同盟国において商標に關する權利を有する者の当該權利に係る商標又はこれに類似する商標であつて当該權利に係る商品又はこれに類似する商品に指定商品とするものであり、かつ、その商標登録出願が、正当な理由がないのに、その商標に關する權利を有する者の承諾を得ないでその代理人若しくは代表者又は当該商標登録出願の日前一年以内に代理人若しくは代表者であつた者によつてされたものであると

きは、その商標に関する権利を有する者は、当該商標登録を取り消すことについて審判を請求することができる。

第五十三条の三 前条の審判は、商標権の設定の登録の日から五年を経過した後に、請求することができない。

第五十五条、第五十六条第一項、第六十一条及び第六十三条第二項中「又は第五十三条第一項」を「第五十三条第一項又は第五十三条の二」に改める。

第六十八條第四項中「第四十六條まで」の下に「第五十三條の二から第五十四條まで」を加える。

(不正競争防止法の一部改正)

第四条 不正競争防止法(昭和九年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第一条第四号中「国」を「地」に改め、同条第五号中「内容」の下に「製造方法、用途」を加え、同条に次の一項を加える。

千九百一十二年四月十四日にブラッセルで、千九百一十一年六月二日にワシントンで、千九百一十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、及び千九百五十八年十月三十一日にリスボンで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十八年三月二十日のパリ条約ノ同盟国(以下単ニ同盟国ト称ス)ニ於テ商標ニ關スル權利(商標權ニ相當スル權利ニ限ル以下同シ)ヲ有スル者ハ其ノ代理人若ハ代表者又ハ代理人若ハ代表者タリシ者ニシテ正當ノ理由ナキニ拘ラズ當該商標ニ關スル權利ヲ有スル者ノ承諾ナクシテ當該權利ニ係ル商標ト同一若ハ類似ノ商標ヲ同一若ハ類似ノ商品ニ使用シ又ハ之ヲ使用シタルモノノ對シ其ノ行為ヲ止ムベキコトヲ請求スルコトヲ得但シ代理人又ハ代表者タリシ者ニシテ其ノ行為開始ノ日前一年以内ニ代理人又ハ代表者ニ非ザリシモノニ對シテハ此ノ限ニ在ラス

第一條ノ二第二項中「前條第一號若ハ第二號」を「前條第一項第一號若ハ第二號若ハ同條第二項」に、「同條第六號」を「同條第一項第六號」に改め、同條第一項中「前條各號」を「前條第一項各號」に改め、同項の次に次の一項を加える。

故意又ハ過失ニ因リ前條第二項ノ行為ヲ為シタル代理人若ハ代表者又ハ當該行為開始ノ日前一年以内ニ代理人若ハ代表者タリシ者ハ之ニ因リ營業上ノ利益ヲ害セラレタル同項ノ商標ニ關スル權利ヲ有スル者ニ對シ損害賠償ノ責ニ任ズ

第二條第一項第四号中「第一條第一號」を「第一條第一項第一號」に改める。

第三條中「工業所有權保護同盟條約國」を「同盟國」に改める。

第四條の次に次の一項を加える。

第四條ノ二 同盟國ノ加入スル政府間國際機關ノ紋章、旗章其ノ他ノ徽章、略稱又ハ名稱ニシテ主務大臣ノ指定スルモノト同一又ハ類似ノモノハ當該國際機關ノ許可ナクシテ當該國際機關ト關係アル旨ノ誤認ヲ生ゼシムル方法ニ依リ之ヲ商標トシテ使用シ又ハ之ヲ商標トシテ使用シタル商品ヲ販売若ハ配布スルコトヲ得ズ

第五條第一号中「内容」の下に「製造方法、用途」を加え、同條第二号中「第一條第一號」を「第一條第一項第一號」に改め、同條第三号中「第一條第三號」を「第一條第一項第三號」に改め、同條第四号中「前條」を「前二條」に改める。

第六條中「第一條第一號第二號」を「第一條第一項第一號及第二號並ニ第二項」に、「及第五條第二號」を「第四條ノ二並ニ第五條第二號」に改める。

附則

この法律は、千九百一十二年四月十四日にブラッセルで、千九百一十一年六月二日にワシントンで、千九百一十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、及び千九百五十八年十月三十一日にリスボンで改正された工業所有権

の保護に関する千八百八十八年三月二十日のパリ条約への加入の効力発生の日から施行する。ただし、第四條中不正競争防止法第一條第四號の改正規定は、千九百一十一年六月二日にワシントンで、千九百一十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、及び千九百五十八年十月三十一日にリスボンで改正された虚偽の又は誤認を生じさせる原産地表示の防止に関する千八百九十一年四月十四日のマドリッド協定への加入の効力発生の日から施行する。

理由

千九百一十二年四月十四日にブラッセルで、千九百一十一年六月二日にワシントンで、千九百一十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、及び千九百五十八年十月三十一日にリスボンで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十八年三月二十日のパリ条約への加入に伴い特許法、実用新案法、商標法及び不正競争防止法の規定を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

石油資源開発株式会社法の一部を改正する法律案

法律

石油資源開発株式会社法(昭和三十年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第四條中「七人以上」を「九人以上」に改める。

第七條第二項中「前項第四號」を「国内において第一項第四號」に改め、「営もうとするとき」の下に「又は海外の地域において前項に規定する事業を営もうとするとき」を加え、同項を同條第三項とし、同條第一項中「達成するため」の下に「国内において」を加え、同項の次に次の一項を加える。

2 会社は、海外の地域において、前項第一号から第三号までに掲げる事業その他石油資源の開発

発に關し必要な事業を営むことができる。

第十條第一項に次のただし書を加える。

ただし、石油又はガスを目的とする鉱業権を譲り受けようとする場合であつて、その対価の額が通商産業省令で定める額をこえないときは、この限りでない。

第二十五條中「第七條第二項」を「第七條第三項」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

石油資源開発株式会社の海外における事業の増大等最近の業務運営の実情にかんがみ、その業務の円滑かつ適正な遂行を図るため、取締役を増員するとともに、海外における事業を営もうとするときは通商産業大臣の認可を受けなければならないこととする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○櫻内國務大臣 ただいま提案になりました特許法等の一部を改正する法律案の提案の理由及びその概要につき御説明申しあげます。

この法律案は、先年、リスボンで改正された工業所有権の保護に関するパリ条約及び原産地の虚偽表示の防止に関するマドリッド協定へ加入することに伴ひまして、特許法、実用新案法、商標法及び不正競争防止法の一部改正を行なうのがおもな内容でございます。

なお、リスボン改正条約及び協定への加入につき御承認を得るため今国会で御審議をいただくこととなっております。

右の改正条約等への加入に際しましては、これを実施するための国内法制を整備されていることが必要となつておりますので、ここに特許法等の一部を改正する法律案を提出いたしました次第でございます。

本法律案の概要につき御説明申しあげます。

第一は、優先権主張に関する手続についての改正であります。すなわち、優先権を主張した者は、最初に出願をした国の出願の番号を届け出なければならぬこととしたこととあります。これは優先権主張の基礎となった最初の出願を参照しやすくするためであります。

第二は、権利の不実施を理由とする強制実施の請求については、出願の日から四年を経過してないと請求できない旨、追加いたしましたこと、また、その場合の実施権は、相統その他一般承継のほかは、実施の事業とともにする場合に限ることとするためとあります。これは、特許権者の保護をより厚くするためのものであります。

第三は、同盟国において、商標権を有している者の日本における代理人または代表者が、本来の商標権所有者の承諾を得ず、かつ、自己の名義で日本でその商標を出願し、または使用する場合、本来の商標権所有者を保護するための規定を設けることとあります。

第四は、国際連合、欧州経済共同体等の政府間国際機関の記章等と同一または類似の商標の使用を禁止することとあります。これは、従来、国家の記章等についてのみ保護の対象としておりましたのを拡大しようとするものであります。

第五は、原産地について、同一国内の別の地において産出された旨の誤認を生じさせる表示の使用差し止めを行ない得ることとするためとあります。

第六は、従来、商品の品質内容または数量につき誤認を生じさせる表示を禁止してありますが、さらに、商品の製造方法用途につきましても同様に規制することとするものであります。

最後に第七は、政府・地方公共団体以外の者が開催する博覧会であっても特許庁長官の指定するものに出品した物にかかる発明等につきましては、一定期間内に出版すれば新規性を失なわぬこととすることとあります。これは、最近博覧会等の開催が増加してきたため、出品物についての保護を強化するためであります。

以上が本法律案の概要であります。何とぞ慎重御審議の上可決せられますようお願い申し上げます。次第でございます。

次に、石油資源開発株式会社法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

石油資源開発株式会社法は、昭和三十年に制定された法律であります。この法律に基づきまして、同年末に石油資源の開発を急速かつ計画的に行なうことを目的として石油資源開発株式会社が設立されました。その後、現在まで九年余の間、わが国の石油資源の探鉱開発事業は同社が中心となつて進められ、その事業もほぼ順調な足取りをたどつてまいりました。すなわち、同社は、設立以来すでに二十余の新油田を発見するとともに、その生産量も、原油については年産約五十万キロリットルと全国生産量の過半を占めるに至つており、天然ガスについても年産約五億立方メートルと大幅な増大を示してまいりました。

また、最近におきましては、わが国における石油需要の急速な増大に対処して、総合エネルギー政策の一環として海外油田の開発が強く要請されておりますが、同社もこの要請にこたへまして、その技術を活用しつつ、海外の原油探鉱開発事業に積極的に関わり組むこととなる等同社をめぐり事情も大きく変化して、その国家的な使命はますます重大なものとなつてまいりました。

このように、同社の事業が最近国の内外にわたる規模を拡大してきていることに伴ひまして、その事業の円滑かつ適切な遂行をはかるため、ここに石油資源開発株式会社法の一部を改正する法律案を提出いたしました次第であります。

次にこの法律案の要旨を御説明申し上げます。改正点の第一は、取締役の人数のワケを七人から九人に拡大することとあります。これは、同社が、今後海外の事業を積極的に遂行していくに当たり、社内の経営態勢を一そう充実させる必要がありまうとともに、国内の事業につきましても、その規模の拡大に伴つて合理的な経営をはかるた

めの経営陣の強化が必要となつてきたことによるものであります。

第二の改正点は、同社が海外の地域において、石油資源の開発に關し必要な事業を営むことができる旨を明定するとともに、同社が海外の事業を営もうとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならぬこととしたこととあります。今後、同社は、海外における事業に積極的に取り組み、その規模も漸次拡大してゆくことを強く要請されておりますので、これを同社の事業範囲として明定することとし、同時に、海外の事業は長期的な計画のもとに多額の資金を投入して行なわれるものが多いことにかんがみまして、そのような事業を行なうに際しては、通商産業大臣の認可を受けなければならぬこととして事業の適正かつ合理的な発展を期することとしたものであります。

その他鉱業権の譲り受けについても、若干の改正をいたしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○内田委員長 以上で両案についての趣旨の説明は終わりました。

両案についての質疑は後日に譲ることといたします。

本日はこの程度にとどめ、次会は、明二十四日水曜日午前十時十五分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時五十二分散会

商工委員會議録第四号中正誤

ベシ 段行 誤 正

四二七 だからこま 誤 正
四四五 すれ、ば 誤 正
すれば

昭和四十年三月二十六日印刷

昭和四十年三月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局